

千種区役所における
自動証明写真機設置に係る
名古屋市有地の一時貸付
一般競争入札（郵送入札方式）

入 札 案 内 書

申込受付期間：令和2年7月31日（金）～令和2年8月14日（金）
入 札 期 間：令和2年9月7日（月）～令和2年9月18日（金）
開 札 日：令和2年9月23日（水）午後2時

名 古 屋 市

お申込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目 次



◇ 入札のあらまし.....	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 貸付物件.....	P 3
第2 参加者の資格.....	P 3
第3 自動証明写真機の設置条件.....	P 6
第4 申込・受付.....	P 7～8
第5 入札保証金.....	P 8
第6 入札方法等.....	P 8～9
第7 入札金額.....	P 10
第8 入札書.....	P 10～11
第9 入札の辞退.....	P 11
第10 開札.....	P 11～12
第11 契約の締結.....	P 12
第12 貸付料の納付.....	P 12
第13 契約保証金.....	P 12～13
第14 販売実績の報告.....	P 13
第15 参考.....	P 13
第16 問い合わせ先.....	P 13
◇ 契約書（案）.....	P 14～21
◇ 仕様書.....	P 22～29
◇ 入札参加申込書（申込書・記載例）.....	P 30～33
◇ 入札参加申込書・入札書入封筒（記載例）.....	P 34
◇ 法人役員に関する調書（調書・記載例）.....	P 35～36
◇ 委任状（委任状・記載例）.....	P 37～38
◇ 入札書（入札書・記載例）.....	P 39～40
◇ 販売実績報告書（報告書・記載例）.....	P 41～42

入札のあらまし

千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付（郵送入札方式）は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市有地（以下「市有地」という。）の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

なお、入札は、参加資格審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 （この案内書）	令和2年7月31日（金）～令和2年8月14日（金） 名古屋市公式ウェブサイト（トップページ＞千種区トップページ＞千種区のお知らせ）からダウンロードしてください。 仕様がありますので、内容をよくご確認ください。
---------------------	---



申込・受付	令和2年7月31日（金）～令和2年8月14日（金）午後 5時00分 郵送（書留・簡易書留）による提出に限ります。（期間内必着） 郵送先：〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所区政部企画経理室
-------	--



参加資格の 審査結果通知	令和2年8月31日（月）まで 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」といいます。）へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、名古屋市から内容の確認を行う場合があります。 また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。
-----------------	---



郵送入札の実施	令和2年9月7日（月）～令和2年9月18日（金）午後5時00分 郵送（書留・簡易書留）による提出に限ります。（期間内必着） 郵送先：〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所区政部企画経理室 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。
---------	--



開札	令和2年9月23日（水） 午後2時00分開始 場所：〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所 3階 第1会議室 入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
----	---



契約締結	令和2年9月30日（金）まで 契約締結期限は令和 2年 9月30日（水）です。当初の貸付期間は、令和2年10月 1日から令和 3年 3月31日までとし、令和3年 4月 1日から 2年を限度に 1年を単位として契約を更新できます。（最大令和 5年 3月31日まで）ただし、区役所庁舎改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合があります。
------	--



契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、名古屋市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがあります。
-------------------	---



自動証明写真機 の設置	原則として、設置工事は、貸付期間内に行ってください。令和2年10月 1日から営業開始できなかった場合でも、名古屋市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、名古屋市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------------	---

※ 千種区役所へお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

地下鉄：東山線「池下駅」下車 2番出口 徒歩3分

市バス：「池下」下車 徒歩すぐ

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 貸付物件

1 自動証明写真機を設置する施設及び設置場所等

物件 番号	施設名称	設置場所	台数	貸付面積	最低 貸付価格	種類
千種-1	千種区役所	名古屋市 千種区役所 1階玄関前 (屋外)	1台 (切替)	2.00㎡ (幅2.0m× 奥行1.0m)	月額 400円	証明写真機

2 自動証明写真機の機種によっては、維持管理に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。

3 別添のとおり仕様があります。詳しくは、共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

4 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ずご自分で現地確認を行ってください。

第 2 参加者の資格

1 入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する、次のア～カのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（ただし、当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3 月 5 日付け15財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）。

ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ (3)の規定（この号を除く。）により一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(4) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた方を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）。

(6) この公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者。

(7) この公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者。

(8) この公告の日から過去3か月以内に、自動証明写真機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者。

(9) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理および運営する自動証明写真機を設置した実績を有しない者。

(10) 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有しない者。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、自動証明写真機設置に伴う市有地の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、

氏名・生年月日・性別・住所・役職者名の情報を提出していただきます。（詳しくは「第4 申込・受付」を参照ください。）情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）略

（2）法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

（3）役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

（4）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（5）暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

（6）排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

（1）役員等に、暴力団員等がいる法人等

（2）暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

（3）役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

（4）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

（5）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

（6）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

（7）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 自動証明写真機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動証明写真機の設置は、地方自治法第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法（平成 3年法律第90号）の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の貸付期間は、令和 2年10月1日から令和3年3月31日までとし、令和3年4月1日から2年を限度に1年を単位として更新できます。（最大令和5年3月31日まで）
ただし、区役所庁舎改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合があります。
- (2) 更新は年度ごととし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新時及び年度途中における契約金額や契約条件の変更はできません。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。名古屋市の施設から電気、水を供給する物件は、各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。
- (3) 工事が必要となる物件があります。この場合の工事の実施及び費用負担も、各設置事業者の負担とします。詳しくは、仕様書をご参照ください。

5 設置機器の仕様

仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 現像・プリント機材等補充、金銭管理など自動証明写真機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な

場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(3) 自動証明写真機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(4) 自動証明写真機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 名古屋市が公共上の理由により移転を認めたときは、求めに応じて移動すること。

8 現状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和2年7月31日（金）～令和2年8月14日（金）午後 5時00分 ※書類の提出方法は、郵送（書留又は簡易書留）に限ります。
提出先	〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所区政部企画経理室 (封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。入札案内書の34ページに記載例があります。)
必要書類等	(1) 入札参加申込書 1通 入札案内書の30ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。入札参加申込書を印刷する際は、別紙誓約事項を入札参加申込書の裏面に印刷してください。 個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。 入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。 (2) <個人の場合> 住民票の写し (個人番号、住民票コード、続柄及び本籍が省略されたもの) 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 ※どちらも発行後 3か月以内のもので、連名で申し込む場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 入札案内書の35ページに書式があります。なお、名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動証明写真機を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契

	約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらのコピーを提出してください。) 1通 ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手(414円)を貼った長 3号(12cm×23.5cm) 封筒
注意事項	(1) 書類の提出方法は、書留又は簡易書留郵便により郵送してください。 (2) 期限までに到達しない申込み、必要書類の添付されていない申込みは無効となりますので、早めに発送ください。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の 審査結果の 通知	(1) 申込み受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」といいます。)へ、令和2年8月31日(月)までに次の書類を郵送します。 ①入札参加書 ②入札保証金納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ) (2) 「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。
競争入札参加資格がないと認められた方に対する理由の説明	(1) 競争入札参加資格がないと認められた方には、その理由(以下「無資格理由」といいます。)を書面により通知します。 (2) (1)の通知を受けた方は、当該通知の日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)以内に、市長に対して書面(様式は自由)により、無資格理由について説明を求めることができます。なお、提出先は「第4 申込・受付 提出先」と同箇所とし、書面の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とします。

第 5 入札保証金

入札保証金は、1,200円です。お送りする入札保証金納付書に印字された金額を、入札前に納付してください。納付後、入札保証金保管証書をお渡しします。

なお、自ら管理・運営する自動証明写真機等(入札物件と同種のもの)を設置した実績を証明するものにより、契約履行能力が確認でき、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は免除されます。

第 6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。
------	---

	※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	令和2年9月7日(月) ～令和2年9月18日(金) 午後5時00分 ※上記期間前又は上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所区政部企画経理室 あて ※封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。 (入札案内書の34ページに記載例があります。)
必要書類等	(1) 入札書 入札案内書の39ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、10ページの「第8 入札書」をご参照ください。※入札書に必要事項を記入・押印してください。 (2) 入札参加書の写し (3) 入札保証金領収書又は払込領収書の写し(入札保証金を納付された方に限ります。) (4) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。入札案内書の37ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて押印し、中封筒には入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。 入札書を入れ封印した中封筒を、入札参加書の写し、入札保証金保管証書の写し(入札保証金を納付された方に限ります。)及び委任状(代理人によって入札しようとする方に限ります。)とともに、郵送用の外封筒に入れてください。 郵送用の外封筒には、入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きするとともに、入札者名を記載してください。 (注) 二重封筒での郵送によらない入札、中封筒に入札件名及び開札日の記載のない入札は無効となります。

【代理人について】

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合(入札参加者本人の押印ができない場合)に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。(代理人の押印は必要)

第 7 入札金額

入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。最低貸付価格（月額）は、1台あたり400円です。

第 8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の39ページに書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、同じ物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (11) 入札保証金を納付する場合で、納めた入札保証金が定められた額に満たない入札
 - (12) 入札書の印影が入札参加書の印影（委任状を提出する場合、同委任状の受任者欄の印影）と異なる入札
 - (13) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (14) 書留又は簡易書留による郵送以外の方法でされた入札
 - (15) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
 - (16) 二重封筒により郵送されなかった入札

- (17) 中封筒に入札者、入札件名及び開札日の記載のない入札
- (18) 入札期間中に必要書類がそろわなかった入札
- (19) その他入札の条件に違反した入札

第 9 入札の辞退

- 1 入札書の郵送後、開札日前日までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退書に記名押印のうえ、名古屋市千種区役所区政部企画経理室に入札辞退書を直接持参ください。
- 3 入札辞退書の様式は、名古屋市ウェブサイトからダウンロードしてください。
また、作成に当たっては「記載例」を参照してください。
- 4 入札辞退書に押印する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑（委任状を提出する場合は、同委任状の代理人欄に押印した印鑑）と同じものを使用してください。
- 5 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動証明写真機設置に伴う名古屋市有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間・時間	令和2年9月7日（月）～令和2年9月18日（金） 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝休日をのぞく） ※郵送による入札辞退書の提出はできません。
提出先	〒464-8644 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所 3階 企画経理室 電話番号：052-753-1932
必要書類等	入札辞退書 1通 ※記名押印し、必ず設置場所を記入してください。 ※封筒に入れ封印する必要はありません。

第 10 開札

開札日時	令和2年9月23日（水）午後2時00分開始
開札会場	名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所 3階 第1会議室
注意事項	1 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及び代理人以外の方は入場できません。 2 開札会場へ入場する際には、入札参加書が必要です。 3 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。 4 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格の入札を

	した方を落札者とし、開札会場で発表します。 5 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申込みすることができません。 6 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	1 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引いていただき落札候補者を決定します。 2 入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた全員にその旨を確認していただきます。

第 11 契約の締結

- 1 落札者には、名古屋市千種区役所区政部企画経理室から貸付決定通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
 - 2 契約書の内容は「公有財産一時使用契約書（案）」を参照してください。
 - 3 契約締結期限は令和2年 9月30日（水）です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付入札に参加できない場合があります。
 - 4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。
- ※契約書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

第 12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付料（更新を含む最大契約期間の総額）の100分の10に相当する額とします。

- 3 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金に限ります。

第 14 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」(41ページ)により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第 15 参考

物件 番号	入札日	落札業者	落札金額 (月額)	入札参加者
千種-1	平成29年12月13日	株式会社 プラザクリエ イト	100,112円	4者

第 16 問い合わせ先

担当課	名古屋市千種区役所区政部企画経理室 TEL 052-753-1932
受付期間	令和2年7月31日(金)～令和2年8月14日(金) 午前 9時から午後 5時まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く)

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

公有財産一時使用契約書（案）

賃貸人 名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人 ○○○○（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地番	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
名古屋市千種区 覚王山通8丁目37番地	千種区役所	千種区役所1階 玄関前（屋外）	2.00㎡ （幅2m×奥行 1m）	1台

（指定用途）

- 第3条 賃借人は、一時使用物件を自動証明写真機の設置のために使用しなければならない。
- 2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。
- 3 賃借人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供する場合
- （2）公序良俗に反する恐れがある場合
- （3）周辺環境を損なう恐れがある場合
- （4）本市の事業の遂行又は公有財産の管理上、支障が生じる恐れがある場合

（一時使用期間及び更新）

- 第4条 一時使用期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。
- 2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和3年4月1日から2年間の限度（最大令和5年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。ただし、千種区役所庁舎の改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合がある。

(貸付料)

第5条 貸付料は、総額 金〇〇〇〇〇円 (月額 金〇〇〇〇〇円) とする。

- 2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納入しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払時期
令和2年度	令和2年10月～令和3年3月分	令和2年10月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払時期
令和3年度	令和3年4月～令和4年3月分	令和3年4月末日
令和4年度	令和4年4月～令和5年3月分	令和4年4月末日

- 3 賃借人は第4条第3項ただし書に定める事態が発生した場合、その事態が発生する月までの貸付料を賃貸人に納入する。
- 4 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動証明写真機には電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動証明写真機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用量を計算し、賃借人に納入通知書を送付する。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書の定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 賃借人は、契約締結と同時に契約保証金として貸付料（更新を含む最大契約期間の総額）の100分の10に相当する額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金の納付を免除することがある。

(届出事項)

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対し

て届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について種類、品質又は数量の不足その他不適合を発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(指定期日)

第12条 賃借人は、一時使用物件を、令和2年10月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第14条 賃借人は、善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第15条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

- 2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動証明写真機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金〇〇〇〇〇円（貸付料3年分総額の100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金〇〇〇〇〇円（貸付料3年分総額の100分の30に相当する額。）
 - (3) 第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金〇〇〇〇〇円（貸付料3年分総額の100分の30に相当する額。）
 - (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金〇〇〇〇〇円（貸付料3年分総額の100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
 - 3 賃貸人は第4条第3項ただし書に定める事態が発生した場合、賃借人に対して違約金は支払わない。

（契約の解除権）

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第3項の定めに違反したとき。
- (8) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同

じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

(9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(10) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(11) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(14) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

- 2 賃貸人は、前項第1号に定める場合のほか、行政目的及び千種区役所庁舎の改修等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、賃借人との協議により本契約を解除することができる。この場合、貸付料は第4条ただし書に定める事態が発生する月まで(日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定する。)とし、賃貸人は賃借人に対し当初契約期間の残期間に係る貸付料を返還する。

(談合その他の不正行為に係る賃貸人の解除権)

第18条 賃貸人は、賃借人がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 賃借人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前条第1項第2号から第14号及び前項各号のいずれかに該当し、かつ、賃貸人が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋

市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第 19 条 賃借人がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、賃貸人が契約を解除するか否かにかかわらず、賃借人は、貸付料に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、貸付料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など賃貸人に金銭的損害が生じない行為として、賃借人がこれを証明し、そのことを賃貸人が認めるとき。
- (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、賃借人又は賃借人の役員若しくは賃借人の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1 項に規定する場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃借人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、賃貸人は、賃借人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（期間内解約）

第 20 条 賃借人は、第 4 条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解約申し入れ後 2 か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1 か月を超える又は 1 か月に満たない日数については 1 か月を 30 日とする日割り計算により算定する。）について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が 2 か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の 2 か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ち

に解約することができる。

(契約の失効)

第21条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

第22条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

第23条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1項第1号及び第2項によるときその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第24条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第25条 賃借人は、一時使用期間が満了した場合、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第26条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 本件契約に関し疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第28条 貸貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸貸人

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

賃借人 ○○○○

○○○○

○○○○ ○○ ○○

共通仕様書（自動証明写真機設置事業）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（証明写真機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この共通仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 証明写真機設置のための市有地及び建物の貸付期間

令和2年10月1日～令和3年3月31日

※賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提に、令和3年4月1日から2年を限度に、1年を単位として契約の更新をできるものとする（最大令和5年3月31日まで）。

ただし、千種区役所庁舎の改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合がある。

2 証明写真機の機能等

(1) 証明写真サイズ

証明写真機については、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えているものとする。

- ・履歴書証明用
- ・運転免許証用
- ・パスポート証明用
- ・個人番号カード証明用
- ・特別永住者証交付申請用

(2) 対応言語

証明写真機については、外国籍住民も利用できるよう英語・韓国語・中国語での案内機能を有しているものとする。

(3) 個人番号カードの交付申請に対応した機種であること。

(4) 証明写真機の具体的な構成について、予め賃貸人と協議すること。

(5) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

3 証明写真機の機種、設置及び撤去の条件

(1) 証明写真機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとする。

(2) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。

(3) 証明写真機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

(4) 証明写真機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。

(6) 証明写真機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を証明写真機に明記す

ること。

- (7) 賃借人は、証明写真機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもと原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

4 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該証明写真機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は現像・プリント機材等補充、金銭管理など証明写真機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 証明写真機の設置及び撤去に係る工事費用については、賃借人の負担とする。また、賃貸人が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。
- (4) 光熱水費については賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (5) 賃借人は、証明写真機その他必要な資材の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (6) 賃借人は、証明写真機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (7) 賃借人は、証明写真機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 証明写真機の故障、問合せ並びに苦情については、証明写真機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (9) 証明写真機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (10) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (11) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該証明写真機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は証明写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。
- (12) 賃借人は、設置した証明写真機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

5 その他

賃借人は賃貸人に、証明写真機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号：千種-1）

施設名称：千種区役所

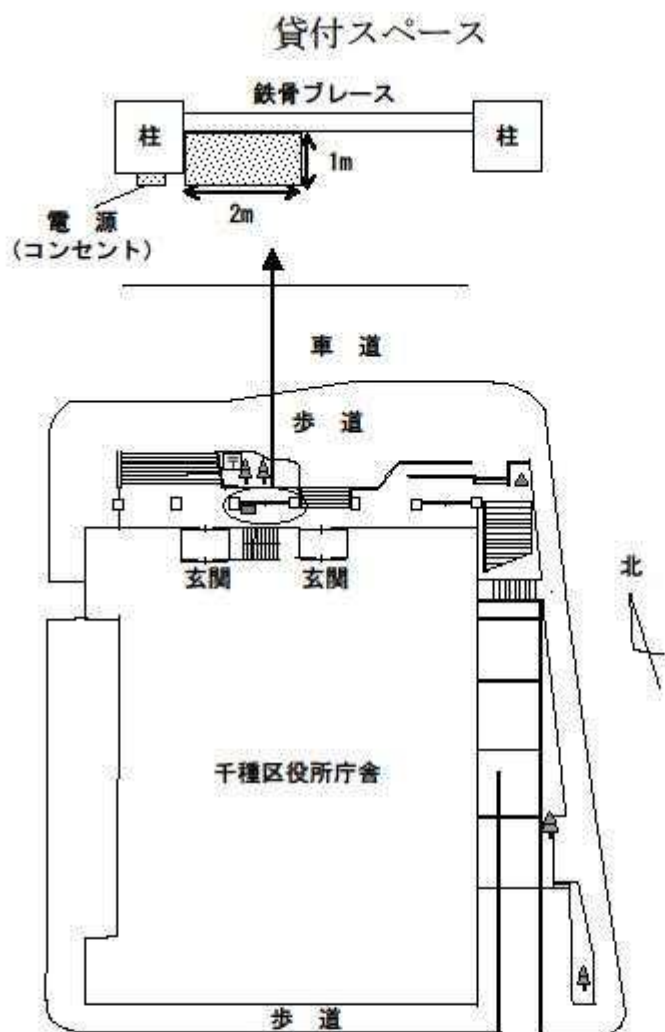
1. 自動証明写真機設置場所及び台数

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市千種区覚王山 通 8丁目37番地 ※下記案内図参考	千種区役所1階 玄関前（屋外） ※下記詳細図参考	2.00 m ² (幅2.0m×奥行1.0m)	1台

〈現地案内図〉



〈設置場所詳細図〉



2. 契約担当課及び施設担当課

契約担当課 千種区役所企画経理室 電話 052-753-1932

施設担当課 千種区役所総務課庶務係 電話 052-753-1811

3. 自動証明写真機設置台数

1 台 (切替設置)

4. 特記事項

- (1) 既存の自動証明写真機の切替となるため、設置は名古屋市と協議のうえ、令和2年10月1日以降に行なうものとする。なお、営業開始が令和2年10月2日以降となった場合においても、自動証明写真機設置事業者は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 千種区役所庁舎の改修等の状況によっては、契約の更新を許可しない、または年

度途中で契約を終了する場合がある。

5. 現地確認可能時間

平日の9時～12時及び13時～16時（必ず契約担当課まで事前にご連絡のうえ、お越しください。）

6. 参考

(1) 当該施設の職員数 214 人（令和2年4月1日現在）

(2) 千種区人口（令和2年4月1日現在 推計人口） 87,728 世帯（165,283 人）

(3) 令和2年度及び過去5年間の自動証明写真機の契約金額等

年度	契約金額（月額・円）
令和2年度	100,112
平成31年度	100,112
平成30年度	100,112
平成29年度	94,100
平成28年度	94,100
平成27年度	94,100

(4) 平成31年度自動証明写真機の販売実績

月	販売数量 (枚)	販売金額 (税込)	月	販売数量 (枚)	販売金額 (税込)
4月	139枚	121,700円	10月	81枚	67,900円
5月	82枚	68,600円	11月	95枚	79,300円
6月	108枚	91,400円	12月	114枚	96,400円
7月	83枚	71,000円	1月	137枚	118,800円
8月	107枚	93,000円	2月	44枚	38,100円
9月	118枚	96,000円	3月	88枚	76,800円
上半期 計	637枚	541,700円	下半期 計	559枚	477,300円
年度 合計	1196枚	1,019,000円			

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保障するものではありません）

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（情報の授受）

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

（報告等）

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受託者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としての措置を講じることがある。

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長 河村 たかし

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

印

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

令和2年7月31日公告の千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札案内書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	設置場所
千種-1	証明写真機	名古屋市千種区役所 1階玄関前（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名

上記以外の

備 考

- ① この申込書は、令和2年7月31日（金）から令和2年8月14日（金）午後 5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市千種区役所区政部企画経理室まで書留又は簡易書留により郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください。（契約書で使用する印鑑と同一の印鑑）
- ③ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑤ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- ⑥ 誓約事項（別紙）を裏面に印刷してください。

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1. 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

※(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

※(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

※ ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

※ イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

※ ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

※ エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

※ オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

※ カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

※(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

※(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

(13) 入札公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入札参加申込書

令和2年8月14日

(あて先)

名古屋市長 河村 たかし

(申込者) 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(フリガナ) 氏名 名古屋株式会社 代表取締役 ナゴヤ タロウ 氏

代表
者印

※ 法人の場合は主たる所管名称を記入、代表者印を押印

契約の権限を有する方（代表者等）を記入し、
押印してください。

令和2年7月31日公告の千種区役
の一時貸付一般競争入札について
承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	設置場所
千種-1	証明写真機	名古屋市千種区役所 1階玄関前（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒461-0003 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

氏名 営業課 千種 太郎

☎ 012-345-6789

上記以外の☎ 090-876-5432

備考

- ① この申込書は、令和2年7月31日（金）から令和2年8月14日（金）午後 5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市千種区役所区政部企画経理室まで書留又は簡易書留により郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込者印は、鮮明に押印してください。（契約書で使用する印鑑と同一の印鑑）
- ③ 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ④ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ⑤ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。
- ⑥ 誓約事項（別紙）を裏面に印刷してください。

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1. 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

※(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

※(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）

※ ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

※ イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

※ ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

※ エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

※ オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

※ カ アからオまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

※(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

※(5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

(13) 入札公告の日から過去 3か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記載例

(表面)

4 6 4 - 8 6 4 4			
切手	名古屋市千種区役所企画経理室 行		
入札参加申込書 在中 (入札書 在中)			
必ず朱書きしてください。			

※ 必ず書留又は簡易書留郵便で郵送してください。

(入札書を持参や普通郵便で発送した場合無効となります。)

※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	M・T・S・H 35・1・1	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・S・H 36・2・1	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(キタ イチロウ) 北 一郎	M・T・S・H 40・3・1	男	名古屋市北区清水四丁目17番1号
監査役	(キタ ジロウ) 北 次郎	M・T・S・H 45・4・1	男	名古屋市北区清水四丁目17番1号
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

委任状

私は都合により
権限を委任します。

を以って代理人と定め、下記の

委任事項

令和2年7月31日公告の千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の
一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入・押印、入札箱への投入、最高入札額が同
額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	千種-1
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを
誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者 役職・氏名)

印

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
(氏 名)

印

(あて先) 名古屋市長

委任状保管	取扱 責任者	
-------	-----------	--

委任状

私は都合により 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 営業課 千種 太郎 を
以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和2年7月31日公告の千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の
一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入・押印、入札箱への投入、最高入札額が同
額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	千種-1
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを
誓約いたします。

令和2年8月14日

委任者 (所在地) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(商号又は名称) 名古屋株式会社
(代表者 役職・氏名) 代表取締役 名古屋 太郎

印

代表
者印

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地
(氏 名) 営業課 千種 太郎

千

(あて先) 名古屋市長

委任状保管	取扱 責任者	
-------	-----------	--

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

(入札者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

印

令和2年7月31日公告の千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札案内書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	設置場所								
千種ー1	1 階玄関前								
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
									円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

入札書

令和2年9月18日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

(入札者)

住 所 名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

(フリガナ)
氏 名 営業課 千種 太郎

令和2年7月31日公告の千種区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋
市有地の一時貸付一般競争入札において、私は、入札案内書に従い、下記の設置場所の
公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	設置場所								
千種-1	1 階玄関前								
金額 (貸付月額)	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
		¥	1	0	0	0	0	0	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字 (算用数字) を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

(様式 1)

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

令和 年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号	千種-1		施 設 名 称	1 階玄関前			
種 類	証明写真機		設 置 場 所	名古屋市千種区役所			
契 約 日	令和 年 月 日					設置台数	1台
契 約 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月		円		10月		円	
5 月		円		11月		円	
6 月		円		12月		円	
7 月		円		1 月		円	
8 月		円		2 月		円	
9 月		円		3 月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

- (注) 1 上半期分は10月末までに、下半期分は 4月末までに報告してください。
- 2 報告先 名古屋市千種区政部企画経理室
所在地：名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地
電話：052-753-1932 F A X：052-753-1924
E-mail：a7531932@chikusa.city.nagoya.lg.jp
- 3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動証明写真機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。

販 売 実 績 報 告 書

令和 3 年 4 月 15 日

(あて先)
名古屋市長

令和 2 年度

契 約 者	会 社 名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 太郎					
	連 絡 先	担 当 者	営業課 愛知 太郎				
		電 話 番 号	012-345-6789				
物 件 番 号	千種-1	設 置 場 所	1 階玄関前				
種 類	証明写真機	名古屋市千種区役所					
契 約 日	令和2年 2月 28日					設置台数	1台
契 約 期 間	令和2年10月 1日 ~ 令和3年 3月 31日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月	〇〇枚	△△円		10月	〇〇枚	△△円	
5 月	〇〇枚	△△円		11月	〇〇枚	△△円	
6 月	〇〇枚	△△円		12月	〇〇枚	△△円	
7 月	〇〇枚	△△円		1 月	〇〇枚	△△円	
8 月	〇〇枚	△△円		2 月	〇〇枚	△△円	
9 月	〇〇枚	△△円		3 月	〇〇枚	△△円	
上半期 計	××枚	□□円		下半期 計	××枚	□□円	
年度 合計	◎◎◎枚	XXX円		(特記仕様等)			

(注) 1

上半期分は10月末までに、下半期分は 4月末までに報告してください。

2

報告先

名古屋市千種区区政部企画経理室

所在地：名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

電話：052-753-1932 F A X：052-753-1924

E-mail：a7531932@chikusa.city.nagoya.lg.jp

3

特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動証明写真機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。